

新たな奨学金返還支援制度を創設します

市では、まちづくりの担い手となる若い世代を中心とした定住の促進と地場企業の人材確保支援を目的とした、市独自の新たな奨学金返還支援制度の創設を検討しています。
現時点で予定する制度内容についてお知らせします。

制度の内容（予定）

- 制度名称（仮称）定住就業型奨学金返還支援制度
- 対象者以下の要件を全て満たす人
ア：申請時点で大学または大学院を卒業後 3 年以内で、市内に住所を有し、5 年以上定住する意思のある人
イ：日本学生支援機構の奨学金の返還義務がある人
ウ：令和 7 年 4 月 1 日以降に以下の対象企業に常用雇用された人

【対象企業】
以下のいずれかに該当し、花巻市内に本店または支店を有する事業所等とし、「いわて産業人材奨学金返還支援制度」の認定企業は除く。
○中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業
○中小企業以上の規模の事業所のうち、統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「製造業」「情報通信業」「運輸、郵便業」「卸売業、小売業」

エ：他の奨学金返還支援制度を利用していない人
オ：市税及び奨学金の返還を滞納していない人
- 支援内容返還した奨学金の 2 分の 1 以内の額、上限額：年12万円（月額 1 万円）、最大60カ月
- ※制度の詳細は現在検討中です。また、必要な予算は 3 月市議会定例会への提案を予定しています。制度が決まりましたら、あらためて「広報はなまき」などでお知らせします

《参考》 市では、経済的な理由で修学が困難な人を支援する奨学金制度や、上記検討中の奨学金返還支援制度とは別に、各種の奨学金返還支援制度を実施しています。

区分	制度名称	対象者	内容
奨学金制度	「花巻市奨学金」	保護者の住所が市内にある人または市内の児童養護施設に入所している人	貸与月額：高校生等 上限 1 万 5 千円 大学生等 上限 3 万円 入学一時金：上限10万円
	「はなまき夢応援奨学金」	修学に向けた支援が必要な人で、卒業後市内に居住する意思を持つ人	貸与月額：上限 3 万円 ※市内居住期間は返還免除（15年以内）
奨学金返還支援制度	「ふるさと奨学生定着事業補助金」	「花巻市奨学金」を返還する市内外の大学や専門学校などの卒業生	補助金：返還月額の 2 分の 1
	「ふるさと保育士確保事業補助金」	「花巻市奨学金」を返還する市内の私立認可保育施設などに勤務している保育士	補助金：返還月額の 2 分の 1
	「保育士等奨学金返済支援補助金」	花巻市以外の奨学金を返還する市内の私立認可保育施設などに勤務している保育士など	補助金：返還月額の 2 分の 1 （年間上限12万円）
	「周産期医療確保対策事業補助金」	「花巻市奨学金」、花巻市以外の奨学金を返還する市内の産科医療機関に勤務している産科医師・助産師・看護師	補助金：返還月額の 2 分の 1 （市以外の奨学金の返還の場合は月額上限 1 万円）
	「介護人材確保事業補助金」	「花巻市奨学金」を返還する市内の対象介護施設などで働く新卒の介護福祉士など	補助金：返還月額の 2 分の 1

【問い合わせ】 担当：総合政策部 秘書政策課 電話：4 1 - 3 5 0 3